◎新潟県教育委員会訓令第12号

教育庁本機男費機関財要校要

新潟県教育委員会事務委任規程(昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号)の一部を次の表のように改正し、令和7年11月1日から実施する。

令和7年10月31日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県	2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県
立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)第1条	立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)第1条
第1項 <u>の規定に基づき設置する学校</u> の校長をいう。	第1項 <u>に規定する高等学校及び特別支援学校</u> の校
	長をいう。